「与那国・自立へのビジョン」とハイエクの共同体論

―「境界自治体」の生き残り戦略を支える共同体論に関する一試論

弘

土

井 崇

はじめに 次

目

第一章 なぜハイエクの共同体論なのか

第一節 伝統が形成・適用される「場」としての共同体

第二節 ハイエクの共同体論を論ずる意味

第二章 ハイエクによる「共同体」の用語法

第一節 社会

第二節 結合体

第三節 共同体

第三章 「大きな共同体」を軸とするハイエクの共同体論 第一節 「行為ルールとしての伝統」が形成・適用される「場」としての「大きな共同体」

第二節 「行為ルールとしての伝統」の普及過程を説明する進化論

第三節 「小さな共同体」の位置づけ

比較対象としてのマッキンタイアの共同体論

第一節 「厚い伝統」と「共通善」

第二節 「厚い伝統」が形成・適用される「場」としての「小さな共同体」

第一節

第五章 比較検討から導出されるハイエクの共同体論の特徴

共同体の同質性を前提としない共同体論

第二節 リバタリアニズムとの親近性

個人の自由と多様性を重視する共同体論

2 「法をめぐる問題」と「道徳をめぐる問題」

3 「大きな共同体」の中に存在する多数の「小さな共同体

第六章 ハイエクの共同体論の課題と展望

第三節 共同体論 と 伝統の発展過程をめぐる議論 との密接な関連

むすびにかえて

はじめに

本稿は、「境界自治体」 の生き残り戦略の一例である「与那国・自立へのビジョン」(与那国 二〇〇五。

「自立ビジョン」と略記。) を支える共同体論を探求するために、フリードリッヒ・ハイエクの共同体論に検討を加

えるものである。

「自立ビジョン」は、「自らの生き残りや発展が国境島嶼としての性格を利用すること、つまり隣接する外国や地

以下に挙げるような考え方を提示する。(与那国 二〇〇五、一~二頁。参照、岩下編 二〇一二、二四二~二四 る国境の島の思想としての与那国「自立・自治宣言」とそのビジョンを策定するにあたっての基本認識につい 域との交流なしにはありえない」(岩下編著 二〇一〇、六頁) という自覚に基づいて、そのビジョンの根底にあ

四頁、二四五~二五六頁。)

与那国「自立・自治宣言」(一部抜粋) 私たちは、「どっなんちま (筆者注:与那国島のこと)」の豊かな自然と暮らしを守り抜き、 れ一人一人が引き継いで行くことを誓う。 築き上げてきた先人に心から感謝の意を捧げ、その歴史に裏打ちされた知恵と自立・自治の精神をわれわ 固有の文化を

私たちは、安心・安全な島づくりと生きがいのある豊かな暮らしの実現に向けて、 これを次代に継承することを誓う。 とも、「どぅなんちま」に根を張る「どぅなんとぅ」として、「まるんな」(一丸) となって立ち向かい いかなる困難があろう

私たちは、すでに友好関係を深めている花蓮市をはじめとする台湾など、 け努力することを誓う。 好・交流を推進するとともに、相互発展の道を築き、国際社会の模範となる地域間交流特別区の実現に向 近隣・東アジア地域と一層の友

(与那国 二〇〇五、一頁)

「与那国・自立へのビジョン」策定にあたっての基本認識

(一部抜粋)

承をめざすものである

新しい将来像の実現.に向けた大切な地域資源として活かしながら、新しい島づくりを通じ、 自立ビジョンは、祖先が残してくれた与那国特有の資産 (自然、歴史、文化、 人的資産)を ,島の自立と 次代への継

会」への転換を図る絶好の機会である 制緩和の流れは、「辺境の島」から「交流の島」へ、「依存型経済社会」から「自立ネットワーク型経済社 今後ますます加速するであろう世界規模のボーダーレス化/グローバル化と全国的に推進されつつある規

(与那国 二〇〇五、二頁)

う点を抽出する。 法を確認したうえで、第三章で、 る共同体論の位置づけと彼の共同体論を論ずる意味とを明らかにする。次に第二章で、彼による「共同体」の用語 いてハイエクの共同体論に検討を加えるために、以下の順で論を展開する。まず始めに第一章で、 護と伝統重視の両立を主張するハイエクの共同体論に注目したい。そこで本稿では、以上のような問題意識に基づ れば、共同体の伝統を重視する立場と、共同体に所属する個々人の自由な活動を重視する立場との、 と規制緩和の流れに基づいて、積極的な国際交流と自立した経済社会への転換を推進する」という姿勢 体の自然・文化・歴史を引き継ぎつつ、他方で、そのような共同体の自立と発展を達成するために、グローバル化 「自立ビジョン」が提示する以上のような考え方から読み取ることができるのは、「一方で、自身が所属する共同 ――である。このような「自立ビジョン」を支える共同体論を探求する手掛かりとして、筆者は、 続いて第四章で、このような彼の共同体論の特徴を浮き彫りにするための比較対象として、アラ 彼の共同体論の特徴として、「大きな共同体」を軸として共同体を理解するとい 彼の議 両立を目指す 自由社会擁 論におけ 換言す

クの共同体論の特徴を提示する。最後に第六章で、このようなハイエクの共同体論が抱える課題を指摘しそれを乗 じたハイエクの共同体論とマッキンタイアの共同体論との比較検討から導出される、より一層明確化されたハイエ り越えるための筆者の考えを提示したうえで、「境界自治体」の生き残り戦略を支える共同体論を探求する際に彼 スデア・マッキンタイアの共同体論の特徴を簡潔に整理する。 以上を踏まえて第五章で、第三章および第四章で論

の共同体論から得られる示唆を明らかにして、本稿を締めくくりたい。

第一章

なぜハイエクの共同体論なのか

第一節

伝統が形成・適用される「場」としての共同体

「与那国・自立へのビジョン」とハイエクの共同体論(土井) された社会である。」(Hayek 1960, p.61 (気賀健三、古賀勝次郎訳『自由の価値 ク全集第5巻』春秋社、一九九七年 (以下、『自由の条件 いう立場を主張するという点が指摘できる。彼曰く、「成功した自由社会は、常にほとんどの場合は、 ように説明するのであろうか。 』と略記)、九二頁)) では彼は、この点についてどの 自由の条件 新装版 伝統に制約 ハイエ

ハイエクが展開する議論の特徴のひとつとして、自由社会擁護という立場を鮮明にしつつ、

同時に、

伝統重視と

ハイエクは、「知識の分散」と「暗黙知・実践知」というキーワードで特徴づけられる知識論に基づいて設計主

それは、「社会制度はすべて、熟慮のうえでの設計の産物であり、またそうあるべきだ」と想定する構想で

知性の命令ではなく個々人の自由な活動の相互調整に基づいて形成される自生的秩序の有用性

75 に尊重する自由な社会を可能とするためには、すべての人々の同一の自由を保障するために各々の自由を制限する、 を強調する。このような自生的秩序とルールの間には不可分の結びつきがあるので、個々人の自由な活動を最大限

ある

を批判し、

76

法は、「行為ルールとしての伝統」を言葉で表現したものであった。したがって彼は、「自由社会が機能するために 法の下での自由という構想が必要不可欠である。このような法の下での自由という構想を可能にする特徴を備えた

り、......伝統的なものに対する敬意である」(Hayek 1960, p.63 (『自由の条件 』 九四頁)) という結論を導く。 不可欠である.....のは、その意義と重要性をほとんど理解していない設計によらないルールや慣習に従うことであ

(参照、竹下他編 二〇一〇、一六四~一七〇頁)

るのであろうか。この問いに答えるために本稿で検討を加えるのが、彼の共同体論である。 ではハイエクは、「行為ルールとしての伝統」が形成され適用される「場」としての共同体をどのように理解す

ハイエクの共同体論を論ずる意味

コミュニタリアニズムとの関係、および、彼の理論とコミュニタリアニズムの代表的論者の一人と目されているマッ

さて、次章以降での検討に先立ってハイエクの共同体論を論ずる意味を明確にするために、ここで、彼の理論と

キンタイアの理論との関係をめぐる、いくつかの指摘を確認しておきたい。 まず、いわゆるリベラル・コミュニタリアン論争におけるハイエクの理論の位置づけをめぐっては、 複数の論者

例えばチャンドラン・クカサスは、「コミュニタリアニズムによるリベラリズム批判をめぐるハイエクの貢献は、

が、コミュニタリアニズムによるリベラリズム批判はハイエクにあてはまらないとの指摘を行っている

したことにある」と考える。(Kukathas 1989, p.222. cf. ibid., pp.84-86, pp.215-222.) またハンス・ギスラーソン 個人の権利や理想化された人格構想ではなく社会理論に基づいてリベラルな政治秩序を支持する理論的根拠を提示

によれば、ハイエクは、彼自身の自生的秩序論を明確に説明し、個性を共同体の達成物と解釈することで、個人主

7, pp.10-15, pp.163-164.) さらにC・R・マッカン=ジュニアは、「ハイエクの社会哲学の中心には、 類似している」と指摘し、「ハイエクは、人間が社会によって構成されるという捉え方を否定するリバタリアニズ コミュニタリアニズムが典型的に標的としているリバタリアニズムと比較すると、むしろコミュニタリアニズムに によって構成されるものだという性質に対する尊重がある」と特徴づけたうえで、「ハイエクのリベラリズムは・ 人間は社会

義とコミュニタリアニズムとの論争の解消に貢献することができる。(Gissurarson 1987, p.7, p.163. cf. ibid., pp.6:

た」(Buchanan 2005, p.72) というわけである。(cf. Buchanan 2005, pp.72-85) esp. pp.355-356) ジェームズ・ブキャナンの言葉を借りるならば、「コミュニタリアンの哲学者たちは、とりわけ ハイエクの道徳秩序には確かに重要なコミュニタリアン的要素が含まれているということを、認識できていなかっ このようにハイエクは、人間の社会性を重視し、各々の個人が自由に活動するための基盤である共同体の価値を

ムの哲学を代表している」との理解を示すマイケル・サンデルの批判に対して反論を加える。(McCann, Jr. 2004

77 「与那国・自立へのビジョン」とハイエクの共同体論(土井) にあるのが、伝統が形成され適用される「場」としての共同体についての理解の相違である。 したがってハイエク 行ったことがある。(森村編著 二〇〇九、二七~四八頁) このようなハイエクとマッキンタイアの相違点の背景 ろうか。本稿で焦点を当てるのは以上のような問題である。 であろうか。彼による共同体の理解とコミュニタリアニズムによる共同体の理解との間に、異同は存在するのであ 強調する。では彼自身は、各々の個人にとって必要不可欠な存在である共同体についてどのように理解しているの と伝統の両立可能性についての理解、 して「伝統」重視の立場を主張するという共通点がありながらも、 また、ハイエクの理論とマッキンタイアの理論との関係については、筆者は以前に、啓蒙主義的合理主義を批判 伝統の発展についての見解、の三点において相違点が存在するとの指摘を 伝統に言及する際の伝統観、 リベラリズム

78 てハイエクの理論の意義と課題が浮き彫りになるということができよう。

の共同体論を明らかにすることで、ハイエクとマッキンタイアの共通点と相違点がより一層明確になり、それによっ

第二章 ハイエクによる「共同体」の用語法

による「共同体」の用語法を確認する。 「社会 society」という言葉の使用法および「結合体 association」という言葉の使用法との対比を行うことで、彼 本章では、ハイエクが「共同体 community」という言葉をどのように使用しているのかを明らかにするために、

社会

生的な全体秩序を指し示す場合に限定して使用する。 ハイエクは、「社会」という言葉を、特定の具体的な目的を持たずこの点において組織と明確に区別される、自

どの人々が数えきれないほどの世代を通じて営んできた偶然の行動がもたらした予測不可能な結果であった」とい うことを示すことが可能となった。彼は、自生的秩序の極めて重要な点として、人々の平和な共存の可能性を広げ くことで、「自生的に発展する人間関係は、ある個人の意志によって作り出されたものではなく、数えきれないほ るようになったものであり、国家による意図的な組織化と区別するための言葉であった。 このような用語法に基づ ハイエクによると、「社会」という言葉は、正確にはそもそも、自生的に発展する人間関係を指すために使われ

人々が互いの利益のために平和的に共存する可能性を広げ

すなわち、特定の具体的な目的を共に追求するとか同じ指導者に従うとかいった小さな集団の範囲を超えて、

——、その結果として「大きな社会 (Great Society)」

の意味で「社会的」ではないものはほとんどあるいは全くなくなってしまい、いかなる実際的な点から見てもこの 九一頁)) と批判する。というのも、このようなかたちで「社会」という言葉を使用するならば、世の中で何らか と呼ぶことをよしとするならば、すべての本質的な差異が完全に消されてしまうことになる」(Hayek 1967, p.242 内の個々人の独立した活動の結果として現われる調整力だけでなく、共同体に関連するものなら何でも『社会的』 九〇~一九二頁)) 言葉は何の意味も持たなくなってしまうからである。(Hayek 1967, p.163, pp.241-242 (『政治学論集』七二頁、| (山中優監訳『政治学論集 ハイエク全集第 期第5巻 』 春秋社、二〇〇九年 (以下、『政治学論集』と略記)、一

あるいは「開かれた社会 (Open Society)」の出現を可能にしたという点を指摘する。したがって彼は、「共同体

とハイエクの共同体論 (土井) pp.162-163(『政治学論集』七一〜七二頁), Hayek 1993-1, pp.46-47 (邦訳六二〜六三頁), Hayek 1993-2, p.64 という言葉を、そのような自生的な全体秩序を指し示すためにとっておくほうがよいと主張する。(Hayek 1967 的を達成するための最大の機会を与える、抽象的秩序として理解されなければならない。したがって彼は、「社会」 目的のために行為することはできない。そうではなくそれは、社会の構成員の誰もが自らの知識を用いて自らの目 (邦訳九三頁)) ハイエクによれば、自生的な全体秩序としての社会は、社会全体として特定の具体的な目的を志向せず、

特定の

79 を持たない自生的な全体秩序としての社会と、社会の中に存在するより小さな集団との区別が、可能になる」とい 以上のようなかたちで「社会」という言葉を使用する利点は、 ハイエクの指摘によると、「特定の具体的な目的

結合体

確に区別することから議論を開始する。 う点にある。(Hayek 1993-1, pp.46-47 (邦訳六二~六三頁)) この点を明らかにするために彼は、 社会と国家を明

せず、社会的交流の非強制的な慣習は人間社会が秩序ある活動を維持するうえで本質的な要素であると考える。 のみを実在とみなし、他のすべての中間的な形成物や結合体を意図的に抑圧されるべきものだと捉える立場には与 らない。このような主張を行う際に彼は、一方に意図的に組織化された国家を置き他方に個人を置いてこれら両者 小さな部分にとどまって、個人の自由な協力が最大限の範囲で発揮されるような枠組の提供のみを行わなければな (Hayek 1980, p.22 (邦訳二六~二七頁)) ハイエクの主張によれば、意図的に組織化され意識的に方向づけられた権力の具現体である国家は、 社会の中の

や小さな集団が行う共通の努力を肯定し、地域の自治や自発的な結合体が有する価値を信じなければならない。 の目的のためにも、 体」の重要性を強調し、「何らかの共通の利益を共有する人々の特定の目的のためだけでなく、真の意味での公共 それゆえハイエクは、社会の中に存在するより小さな集団の中で、特に、個人と国家の間にある自発的な 無数の自発的な結合体の存在が重要だ」と指摘する。彼の考えに従えば、我々は、 家族の価値

体を指し示す場合に、主として使用している。 このようにハイエクは、「結合体」という言葉を、個人と国家の間に存在する中間的な集団である自発的な結合

(Hayek 1980, p.23 (邦訳二七頁), Hayek 1993-2, pp.150-152 (邦訳二〇七~二〇九頁))

第三節 共同体

以上第一節および第二節で確認した「社会」および「結合体」 の用語法と対照的に、ハイエクは、「共同体」と

いう言葉を、 具体的な目的や価値観を共有している人間集団だけに限定されない多様な意味を有する言葉として、 部族社会 (tribal society)

「与那国・自立へのビジョン」とハイエクの共同体論(土井) 学習されたルールに基づいており、認識された望ましい共通の目的の追求に基づくわけではない」と述べて、共同 組織化された集団である「部族社会」を指し示す用語として使用している。これに対して彼が、「抽象的な社会は てきた結果ではなく、同一の抽象的なルールに従うよう学習したおかげである」(Hayek 1993-3, p.160 (邦訳二) 点なのである」(Hayek 1993-2, p.151 (邦訳二○八頁) . 傍点は筆者。) と述べる場合、彼は「共同体」という言葉 て最後に開かれた社会とそれに伴う文明への移行は、人々が、生得本能に導かれて共通に知覚された目的を追求し する無数の特色ある自発的な価値共同体の存在を可能にすることこそが、手段だけに関わる自生的秩序の大きな利 「社会」に対しても、自発的な「結合体」に対しても、さらにまた別のもの――例えば、 一頁) . 傍点は筆者。) と述べる場合、彼は「共同体」という言葉を、顔見知りの構成員が共通の目的を追求する 例えばハイエクが、自発的な結合体の重要性を強調する文脈の中で「科学・芸術・スポーツのような価値に奉仕 自発的な「結合体」を指し示す用語として使用している。また彼が「小さな集団から定住した共同体へ、そし に対しても、使用している。この点に関して、彼の具体的な用語法を見ていこう。

81 ら何でも『社会的』と呼ぶことをよしとするならば、すべての本質的な差異が完全に消されてしまうことになる』 という言葉を自生的な全体秩序を指し示す場合に限定して使用すべきだと主張する際に「共同体に関連するものな 以上で述べたようにハイエクが「共同体」という言葉を多様な意味で使用しているということは、 彼が

二三三頁)) には、彼は「共同体」という言葉を、特定の具体的な目的を持たない自生的な全体秩序としての「社 体の抽象的で目的独立的なルールを遵守することの重要性を強調する場合 (Hayek 1993-3, p.168 (邦訳二三二~

会」を指し示す用語として使用している

このような彼による「共同体」の用語法の特徴が最も顕著にあらわれているのが、「部族社会」に対する「大きな (Hayek 1967, p.242 (『政治学論集』 一九一頁). 傍点は筆者。) と指摘したところからも、読み取ることができる。

社会」あるいは「開かれた社会」の優位性について述べた、次の一文である。

○頁). 傍点は筆者。 間の商業的関係からなる緊密なネットワークを発展させることができた。(Hayek 1988, p.29 (邦訳三九~四 は承認された私的領域を自由にする個人の権利を認めた最初のところであり、 て、個々人が自身の個人的な知識を自由に用いることを許されていた共同体は、ローカルな共通知識や支配者 代文明の特徴的な基礎は、古代の地中海沿岸地域で築かれた。そこでは、長距離にわたる交易の可能性によっ の知識が万人の活動を決定していた共同体に対して、優位する地位に就いた。我々の知るかぎり、地中海地域 人間を野蛮から引き上げたのが、知性や計算する理性であるよりもむしろ道徳や伝統であるとしたならば、現 かくして個人は、 異なる共同体

第三章 「大きな共同体」を軸とするハイエクの共同体論

る 同体」をどのように理解し、どのような共同体論を展開しているのかを明らかにするために、以下の順で論を進め て、使用している」という点を確認した。そこで本章では、彼が、このように多様な意味を有する言葉である「共 体という言葉を、具体的な目的や価値観を共有している人間集団だけに限定されない多様な意味を有する言葉とし 前章では、ハイエクによる「共同体」の用語法を「社会」および「結合体」の用語法と対比して、「彼は、共同 まず始めに第一節で、「部族社会」から「大きな共同体」への共同体の拡張過程をめぐる彼の議論を用いて、

る」という点を明確にする。次に第二節で、「大きな共同体」で形成・適用される「行為ルールとしての伝統」 自らの重視する『行為ルールとしての伝統』 が形成・適用される『場』 として、"大きな共同体 を想定す

普及過程を説明する理論として、 体論の中で、「小さな共同体」がどのように位置づけられているのかを明らかにしたい。 第一節 「行為ルールとしての伝統」が形成・適用される「場」としての「大きな共同体 彼の進化論に言及する。 最後に第三節で、「大きな共同体」 を軸とした彼の共同

「与那国・自立へのビジョン」とハイエクの共同体論(土井) り返し強調する。 ものとしての「行為ルールとしての伝統」が、 間の意識的思考や言語的表現に現れるずっと以前から人間の行為を決定するパターンが存在しており、そのような うな伝統の特徴として、元来明文化されたかたちで行為者に知られることなく行為の中で遵守され尊重されている 彼によると、伝統とは、「人間の行為の結果ではあるが、人間の設計の結果ではないもの」である。 て行為することを学習するという点を指摘し、このような「行為ルールとしての伝統」 ルールであって、個々の人間はそのようなルールに対応する特定の行為を模倣することでそのようなルールに従っ ハイエクは、 自由社会を擁護しつつ伝統重視の立場を主張する際に、「行為ルールとしての伝統」 (参照、 森村編著 二〇〇九、三一頁) 以上のような特徴を有する「行為ルールとしての伝統 明確に意識化された特定の行為を枠付けているということ―― の抽象性 論を展開する。 彼は、 すなわち、人 そのよ

83 うな共同体の拡張過程についてどのように説明しているのであろうか。 きな共同体」 彼はこれを「大きな社会」あるいは「開かれた社会」と名付ける ―― である。では彼は、このよ

化された集団である「部族社会」から拡張された、特定の具体的な目的を持たない自生的な全体秩序としての「大

顔見知りの構成員が共通の目的を追求する組織

が形成され適用される「場」としてハイエクが想定しているのが、

が自生的秩序を育んだからである。(Hayek 1990, p.60 (嶋津格監訳『哲学論集》ハイエク全集第 春秋社、二〇一〇年 (以下、『哲学論集』と略記)、六一頁), 登尾(二〇一一、一六二頁) 期第4巻

にした、偉大な前進を達成できたのは、抽象的な行為ルールが具体的な義務的目的に漸進的にとって代わり、それ

1993-2, p.109, p.144 (邦訳一五三頁、一九八頁), Hayek 1993-3, p.164 (邦訳二二七頁)) 共に、平和裏にかつ相互に便益を与えあうようなかたちで生活できる」ということを発見することによって、達成 抽象的な行為ルールに置き換えることで、そのようなルールの適用範囲を同じ具体的な目的や価値観を共有しない から「大きな社会」あるいは「開かれた社会」への共同体の拡張は、共通の具体的な目的を一般的で目的独立的で 抽象的な秩序を絶え間なく確実に維持する共通の抽象的な行為ルールだけなのである。したがって、「部族社会」 うことが求められる。つまり、「大きな社会」あるいは「開かれた社会」における唯一の共通する価値観は、ある 具体的な目的に従わなければならない。これに対して「大きな社会」あるいは「開かれた社会」では、 されたということができる。(Hayek 1967, p.165 (『政治学論集』七四頁), Hayek 1988, p.31 (邦訳四三頁), Hayek 者同士の関係にまで拡張し、その結果「個々人は、自らが追求する特定の目的について互いに合意することなく、 自身の目的を達成するために使用することが許されている手段の領域に関する境界を示す、抽象的ルールだけに従 ハイエクによると、顔見知りの構成員からなる集団である「部族社会」では、すべての構成員が何らかの共通の 個々人は、

ここで、このような共同体の拡張が達成されるための具体的なきっかけに関する、ハイエクの考えに言及しよう。

部族という組織化された『小さな共同体』の内部で始まったのではなく、ある未開人が別の部族との物々交換を期 この点について彼は、「自生的秩序を生み出すことができる一般的で目的独立的で抽象的な行為ルール の発達 の役に

いは 待して自分たちの支配領域の境界線あたりに何か物財を置くという行為から始まった」と指摘し、「お互い 古代の地中海沿岸地域で築かれた異なる共同体間の商業的関係からなる緊密なネットワークに求め、 立つものではあったが同じ目的を目指した共同行為ではなかったこのような交換という行為こそが、 な目的を追求する『部族社会』から、人々が平和裏に個々の目的を追求することが認められる『大きな社会』 『開かれた社会』の自生的秩序へと発展する端緒であった」と考える。また彼は、現代文明の特徴的な基礎を このような交 共通の具体的 ある

85 「与那国・自立へのビジョン」とハイエクの共同体論(土井) 〜六○頁), Hayek 1993-1, pp.81-82 (邦訳一○八頁)) ともいくつかの内容を希薄化させる必要がある、とハイエクは考える。というのも、「最初は目的の共有によって 秩序を拡張するためには、小さな集団内で他の構成員に対する関係において施行されているルールのうちの少なく りの構成員を超えてよそ者や外国人にまで拡張し、その結果として同じ目的を追求する小さな集団を超えて平和な 的には共通の具体的な目的を持たず同一の抽象的ルールに従うだけの『開かれた社会』 結ばれた小さな集団から生まれたルールも、次第にもっと大きな集団を対象にしたものへと拡張されてゆき、 易の発展が「部族社会」から「大きな社会」あるいは「開かれた社会」への秩序の拡張に大いに貢献したと主張す (『政治学論集』 るほどに普遍化されたならば、その過程の中で特定の目的との関連性を失わざるを得ない」(Hayek 1967, p.168 このように、一般的で目的独立的で抽象的な行為ルールの適用範囲を自身が所属する小さな集団における顔見知 (Hayek, 1967, p.168 (『政治学論集』七九~八○頁), Hayek 1988, p.29, pp.38-43 (邦訳三九~四○頁、五三 七九頁)) からである。この点について彼は、 小さな集団で可能なものと「大きな社会」あるいは の構成員間の関係に適用さ 最終

86 に適用可能なルール・システムにおける我々の義務の内容は、共同体の拡張に必然的に伴うかたちで、不可避的に に適用されるルール・システムと比べて、いくらか少ない内容しか持たないに違いない。したがって、すべての人々 に適用するよう要請する。そのような要請を満たしたすべての人々に適用可能なルール・システムは、 なければならないと主張する。彼によると、共同体の拡張は、同一の行為ルールを社会のあらゆる構成員との関係 希薄化されなければならない。(Hayek 1990, p.66(『哲学論集』六九~七○頁), Hayek 1993-2, pp.88-91(邦訳 いは「開かれた社会」への共同体の拡張に際して、我々は、すべての他者に対して負っている義務の領域を削減し 「開かれた社会」で可能なものとの間には基本的な相違が存在すると指摘し、「部族社会」から「大きな社会」ある 小さな集団

とめることができよう。 共同体」を想定し、そのような「大きな共同体」が成立するためには、同じ具体的な目的や価値観を共有しない者 と主張する。それゆえ彼の共同体論は、「大きな共同体」で形成・適用される「薄い伝統」を重視したものだとま 同士の関係にまで適用可能な、内容が希薄化された一般的で目的独立的で抽象的な行為ルールが必要不可欠である 以上で述べてきたようにハイエクは、「行為ルールとしての伝統」が形成され適用される「場」として「大きな

二五~一二九頁))

「行為ルールとしての伝統」の普及過程を説明する進化論

築かれた異なる共同体間の商業的関係からなる緊密なネットワークに代表される、部族のような「小さな共同体」 うに説明するのであろうか。彼は、前節で述べたように、未開人による無言の物々交換や古代の地中海沿岸地域で それではハイエクは、「大きな共同体」で形成・適用される「行為ルールとしての伝統」の普及過程を、どのよ

為ルールとしての伝統」が「大きな共同体」に普及した過程を、進化論を用いて次のように説明する

「部族社会」から「大きな共同体」への共同体の拡張が達成される具体的なきっかけだと考えて、

行

間の交流が、

である。彼の指摘によると、人間は、理性ではなく成功によって導かれる淘汰の過程の産物である伝統の多くを嫌 うになったのは、その伝統が有する効果を人々が理解したからではなく、それを実践する集団が成功したからなの て、新しいルールが人々の間に広まると考える。つまり彼の考えでは、あるひとつの伝統が遵守され尊重されるよ 争の中でその伝統が偶然に生き残ったからである。ハイエクは、新しい行為ルールを実践する集団が成功を収めて 他の集団に取って代わったり、成功している集団を見て成功を導く新しいルールを他の集団が模倣することによっ 「行為ルールとしての伝統」が「大きな共同体」に普及したのは、部族のような「小さな共同体」間の交流と競

「与那国・自立へのビジョン」 とハイエクの共同体論 (土井) pp.163-164(『政治学論集』七二頁), Hayek 1988, p.6, p.16, p.20 (邦訳五~六頁、一八~一九頁、二四頁), Hayek 二二三頁、二二七~二二八頁), Kresge and Wenar (eds.) 1994, pp.72-73 (邦訳六〇~六二頁)) Hayek 1993-2, pp.4-5, pp.70-71 (邦訳一二頁、一〇二頁), Hayek 1993-3, p.159, p.161, pp.164-165 (邦訳二二一頁) 1990, pp.67-68 (『哲学論集』七二頁), Hayek 1993-1, p.11, pp.17-19, p.99 (邦訳一九頁、二六~二九頁、一二九頁), う傾向があり、その重要性を大抵は理解できず、その妥当性を証明できない。それにもかかわらず、理由を知らな いということに基づいて、その伝統は急速に広まる。(参照、森村編著 二〇〇九、四〇~四一頁、Hayek 1967, いまま偶然に採用された伝統から得るある集団の利益が、その伝統を採用していない他の集団に比べて非常に大き

87 る すなわち、複数の「小さな共同体」間の交流とルールをめぐる競争の中で、試行錯誤の結果、淘汰と模倣によっ

ある進化論を用いることで、「行為ルールとしての伝統」が「大きな共同体」に普及した過程を次のように説明す

このようにハイエクは、「複数の共同体間の競争の中で、あるルールが支配的になる過程」を対象とした議論で

第三節 「小さな共同体」の位置づけ

づけるのであろうか てきた。では彼は、このような「大きな共同体」を軸とした共同体論の中で、「小さな共同体」をどのように位置 明らかにしたうえで、そのような「行為ルールとしての伝統」の普及過程を彼は進化論を用いて説明すると指摘し 本章ではここまで、「大きな共同体」で形成・適用される「薄い伝統」を重視するハイエクの共同体論の特徴を

p.31 (邦訳二六~二七頁、三六~三七頁), Hayek 1960, pp.88-91 (『自由の条件 』 一三〇~一三四頁), Hayek 141 (邦訳一九四頁)) 1993-1, pp.46-47 (邦訳六二~六三頁), Hayek 1993-2, pp.150-152 (邦訳二〇七~二〇九頁), Hayek 1993-3, pp.140-えているのが、自発的な結合体・家族・言語共同体・宗教共同体・地域共同体である。(cf. Hayek 1980, pp.22-23, な「小さな共同体」の一員ともなり得るのである。このような多数の「小さな共同体」の中で特に彼が重要だと考 ると考える。したがって彼によると、各個人は、「大きな共同体」の一員であるとともに、その内部に存在する様々 同体」とを明確に区別し、「大きな共同体」の中に相互に重なり合い交錯しあう多数の「小さな共同体」が存在す ハイエクは、自生的な全体秩序としての「大きな共同体」とその中に存在するより小さな集団である「小さな共

場合のみに限られる、という点には十分に注意しなければならない。確かに彼は、自らの共同体論を展開する際に、 重要性を認めるのは、あくまでもそのような共同体が部族社会の情緒の保持を放棄するという条件を満たしている もっとも、ハイエクが「小さな共同体」の存在を容認し、とりわけ自発的な結合体のような「小さな共同体」の

「大きな共同体」の内部に存在する様々な「小さな共同体」に対して適切な位置づけを与える。 ならない。 の中心的な特徴は、 (参照、登尾 二〇一一、一六八~一六九頁) あくまでも「大きな共同体」を軸とした共同体の理解にあるということを、決して見逃しては だが彼の共同体論

第四章 比較対象としてのマッキンタイアの共同体論

「与那国・自立へのビジョン」とハイエクの共同体論(土井) として、『小さな共同体』を想定する」という点を明らかにしたい があることを指摘する。そのうえで次に第二節で、「彼は、 する際に「厚い伝統」を重視する点と、彼が「共通善」の重要性を強調する点とを確認し、 の共同体論の特徴を簡潔に整理する。まず始めに第一節で、マッキンタイアが自身の「知的探究の伝統」論を展開 本章では、前章で抽出したハイエクの共同体論の特徴を浮き彫りにするための比較対象として、マッキンタイア 自らの重視する『厚い伝統』 が形成・適用される 両者の間に密接な関連

89 ての の伝統における正義と実践的合理性に関する探求としての知的探求は、 際に主に論ずるのは、正義と実践的合理性に関する、 の準備作業として、彼が「厚い伝統」を重視する点を確認しよう。彼が自身の「知的探求の伝統」 まず始めに、マッキンタイアの共同体論における「厚い伝統」 「知的探求の伝統」である。もっとも、彼が論ずる伝統は知的探求の伝統だけに限られない。というのも、各々 明確に意識化され明文化された構想・主張・説明・ 重視と「共通善」 特定の共同体における何らかの体系的な社 重視の密接な関連を指摘する第 論を展開する 理論とし

「厚い伝統」と「共通善」

会的・

道徳的生活形態の中の不可欠な一部分であり、そのような社会的・道徳的生活形態は社会制度や政治制度に

90 体現されているからである。それゆえ彼の考えによれば、各々の知的探求の伝統は、 の非知的側面 ――すなわち、社会的・道徳的生活形態とそれを体現した社会制度・政治制度というかたちで現れる、伝統 — の歴史的文脈という観点から理解されなければならない。(参照、土井 二〇〇四 一、九六~ それが出現した社会的・文化

(MacIntyre 1984) で彼が提示した、目的論・徳・実践・物語的統一性・伝統を一体的に把握する伝統観である。 的生活を含む「厚い伝統」を重視する。このような彼の伝統観の特徴が最もよく現れているのが、 このようにマッキンタイアは、「知的探究の伝統」論を展開する際に、 特定の共同体における社会的実践や道徳 『美徳なき時代

(参照、土井 二〇〇四 一、九八頁)

がってマッキンタイアは、個々の船員の善をすべての船員の「共通善」から独立したかたちで述べることは不可能 現されるために、自分自身が果たすべき役割は何か」という観点から定義されなければならないからである。した 同作業を行っているので、あるひとりの船員にとっての善は「その漁船に乗船するすべての船員にとっての善が実 することは、不可能である。なぜなら、その漁船の船員はすべて魚を釣ることにおける高度な卓越性を目指して共 が共通して実現を目指すべき「共通善」は何かということを、個々の船員にとっての善は何かという観点から定義 念を明確に理解するために、漁船の船員の例を用いて次のように説明する。 ある漁船に乗船しているすべての船員 には、政治社会の「共通善」の性質について探求することが必要不可欠である。ここで彼は、「共通善」という概 備作業として、彼が「共通善」の重要性を強調する点を確認しよう。彼の主張によれば、現代政治を理解するため 次に、マッキンタイアの共同体論における「厚い伝統」重視と「共通善」重視の密接な関連を指摘する第二の準

だと主張し、個々人の善を明確化する際における「共通善」の重要性を強調する。(cf. MacIntyre 1994, pp.284-

ではマッキンタイアは、以上で確認したような「厚い伝統」 重視の立場と「共通善」 重視の立場との関連を、ど

するために、目的論を否定する啓蒙主義を批判したうえで「善き人生とは徳に従って生きる人生のことだ」と考え の実践だ」と指摘して、「何らかの一貫した複雑な形態の、社会的に確立された協力的な人間の活動」と定義され る徳中心の道徳構想を擁護し、さらに徳概念を論理的に展開すべく「徳が示される舞台を提供するのは、 のように説明するのであろうか。彼は、「厚い伝統」を重視する自身の「知的探究の伝統」論の主張内容を明確に 特定の型

とっての善は、このような社会的アイデンティティー を背負い特定の社会的役割を担う者にとっての善であるに違 する共同体における特定の社会的アイデンティティーを背負う者として自らの境遇に対応するので、 る実践を通じて「実践に内的な善」が実現されると主張する。その際に彼は、各々の個人が単なる個人として善を 追求することは不可能だと指摘する。なぜなら、我々は皆、実践を通じて善を実現しようとする際に、 各々の個人に 自身が所属

「与那国・自立へのビジョン」とハイエクの共同体論(土井) が所属する共同体の「共通善」に基づいて自らが果たすべき役割を明らかにし、 が所属する共同体において自らが果たすべき役割を明確に意識しなければならず、これを可能とするためには、 の個人が所属する共同体の「共通善」を明らかにすることが必要不可欠である。 善を実現しようとするのである。(参照、土井 二〇〇四 一、一〇五頁) いないからである。 したがって彼の考えによると、各々の個人は、実践を通じて善を実現しようとする際に、 その観点から実践を通じて自身の 換言すれば、各々の個人は、

91 第一節 「厚い伝統」 が形成・適用される「場」としての「小さな共同体

それではマッキンタイアは、 以上で確認したような「厚い伝統」が形成され適用される「場」として、どのよう

92

うなローカルな熟議に参加する「小さな共同体」の構成員は、その共同体における人間関係についての特定の様式 政治制度というかたちで現れる、何らかの特定の社会的・文化的伝統を通じて展開されるものであるので、そのよ 共同体』で行われるローカルな熟議は、その共同体における社会的・道徳的生活形態とそれを体現した社会制度 が可能なのは規模の小さいローカルな共同体 —— すなわち「小さな共同体」—— だけである。なぜなら、「小さな 「実践に基礎を置くアリストテレス主義的な共同体が近代世界に出現するときには、それは常に規模の小さいロー ことを確認したうえで、ポリスと近代国民国家との違いはあまりに大きいと指摘する。それゆえマッキンタイアは り、ポリスにおいて具体的に制度化された社会的・道徳的生活形態の中でのみ達成され得るものだからである。こ 想は、ポリスにおいて体現されているような実践に基礎を置いた特定の形態の共同体の主張を明文化したものであ な共同体を想定するのであろうか。彼の考えによれば、「共通善」 重視の立場と密接に関連する「厚い伝統」 他者の行動に関する特定の解釈・説明規範、特定の評価的慣行といったものを有する何らかの体系的な生活形態に ためにはすべての構成員がアクセスできる制度化された熟議が存在しなければならず、このような熟議を行うこと して「小さな共同体」を想定する。(MacIntyre 1988, p.122, p.349, p.389, MacIntyre 1994, pp.302-303) のようにマッキンタイアは、アリストテレス主義的な知的探求の伝統が形成・適用される「場」はポリスだという カルなものとならざるを得ない」(MacIntyre 1994, p.302) と考え、「厚い伝統」が形成され適用される「場」と マッキンタイアの考えによれば、「厚い伝統」と密接に関連する「共通善」があるひとつの共同体で達成される て、熟議を行わなければならないからである。このように彼は、 アリストテレス主義的な知的探求の伝統である。というのもアリストテレスの正義構想と実践的合理性構 共同体の「共通善」の達成に必要な熟議を の典

行うための前提条件である、共有された文化が形成され適用されるのはローカルな社会的文脈だと考え、それゆえ

を重視する共同体は「小さな共同体」でなければならないと結論づける。(MacIntyre 1988, p.391,

MacIntyre 1998, p.241, pp.246-250, MacIntyre 1999, pp.129-146. cf. Murphy 2003, pp.162-165.)

第五章 比較検討から導出されるハイエクの共同体論の特徴

してきた。そこで本章では、以上で論じてきたハイエクの共同体論とマッキンタイアの共同体論との比較検討から 徴を抽出し、これを浮き彫りにするための比較対象として第四章でマッキンタイアの共同体論の特徴を簡潔に整理 ここまで本稿では、第二章でハイエクによる「共同体」の用語法を確認したうえで、第三章で彼の共同体論の特

とハイエクの共同体論 (土井) たい。 導出される、より一層明確化されたハイエクの共同体論の特徴として、 リバタリアニズムとの親近性、 共同体論と伝統の発展過程をめぐる議論との密接な関連、という三点を提示し 共同体の同質性を前提としない共同体論

「与那国・自立へのビジョン」 体論であるのに対して、「大きな共同体」を前提とした「薄い伝統」を重視するハイエクの共同体論は、 同質性を前提とせず、むしろ共同体内の異質性・多様性を前提とする共同体論だと特徴づけることができる。(cf. を前提とした「厚い伝統」と「共通善」を重視するマッキンタイアの共同体論が共同体の同質性を前提とする共同 共同体の同質性という観点からハイエクの共同体論とマッキンタイアの共同体論を比較すると、「小さな共同体」 共同体の

共同体の同質性を前提としない共同体論

McCann,Jr. 2004, pp.376-378) 複数の同質的な

93 ここで注目すべきなのが、ハイエクの重視する一般的で目的独立的で抽象的な「薄い伝統」 Ιţ

共通の具体的な目的に対する服従を強制されることは奴隷状態に等しいのに対して、我々は、共通の抽象的ルール 制約することで ―― すべての人間に可能な最大限の自由を保障し得ると考えて、次のように主張する。 となる最大限の自由をどのようにして保障するかということである。彼は、共通の具体的な目的を共通の抽象的な が所属する共同体に共通する具体的な目的には拘束されない。そこで問題となるのが、すべての人間にとって可能 を遵守することによって、比類なき自由と多様性の余地を与えられるのである、と。(Hayek 1988, pp.63-64 (邦 かなる人間も他人の自由な領域を侵犯しないようにする、抽象的なルールによって、すべての人間の自由を一律に ルールに置き換えることで ―― 換言すれば、他者によるあるいは他者に対する恣意的で差別的な強制を排除してい の存在を前提とする行為ルールだという点である。彼の指摘によれば、自由な人間は、 「小さな共同体」間の交流を支えるものとして当初この世界に登場した、「大きな共同体」内における多様な価値観 平時にはもはや、その人間 すなわち、

同体を重視するコミュニタリアニズムや共和主義の共同体論とは、その理論的前提をかなり異とするものなのであ を主として念頭に置く。そのため「大きな共同体」では、各人が追求する目的の収束点としての「共通善」は必ず や価値観を共有して組織化された動きをする「小さな共同体」ではなく、様々な目的に開かれた「大きな共同体」 いる自生的秩序には全体として追求すべき共通の目的が備わっていないということを強調し、各人が部族的な目的 リアニズムや共和主義と比較しながら、次のように整理している。ハイエクは、「大きな共同体」を成り立たせて しも共有されていない。 このような共同体の同質性を前提としないハイエクの共同体論の特徴について、 (仲正 二〇一一、一五二~一五三頁、二一一~二一二頁) したがってこのようなハイエクの共同体論は、「共通善」の共有を前提とした同質的な共 仲正昌樹は、それをコミュニタ

訳八八~八九頁))

ಶ್ಶ

第二節 リバタリアニズムとの親近性

共同体論を展開する、 近性という特徴を導出することができる。そこで本節では、この特徴について、 ハイエクの共同体論をマッキンタイアの共同体論と比較すると、ハイエクの共同体論とリバタリアニズムとの親 「法をめぐる問題」と「道徳をめぐる問題」とを明確に区別する、 個人の自由と多様性を重視する 「大きな共同体」の

「与那国・自立へのビジョン」とハイエクの共同体論(土井) 障されると主張する点にある。このようなハイエクの共同体論と同様の観点を提示しているのが、ダグラス・デン= 伝統」を重視し、そのような一般的で目的独立的で抽象的な行為ルールを遵守することで個人の自由と多様性が保 善」を重視するマッキンタイアの共同体論と対照的に、共同体内における多様な価値観の存在を前提とした 中に多数の「小さな共同体」が存在するという理解を提示する、という三点を指摘したい。 前節で明らかにしたように、ハイエクの共同体論の特徴は、共同体の同質性を前提とした「厚い伝統」と 個 一人の自由と多様性を重視する共同体論

ズム」と捉えるのは根拠のない批判であり不当な風刺であると反論する。デン=アイルとラスマッセンの考えでは、 アイルとダグラス・ラスマッセンが展開するリバタリアニズムの共同体論である。 コミュニタリアニズムとリバタリアニズムの真の相違は、共同体が体現しているとされる「共通善」と個々人の権 トミズム」批判 (Taylor 1985, Taylor 1995, pp.181-203) に対して、リバタリアニズムが前提とする存在論的個 人主義は共同体の存在を無視したり否定したりするものでは決してなく、したがってリバタリアニズムを「アトミ デン=アイルとラスマッセンは、コミュニタリアニズムの代表的論者の一人であるチャールズ・テイラーの

リアニズムの共同体論を擁護する。(Den Cyl and Rasmussen 2006, esp.pp.841-842, p.861, pp.867-868. 存在する「共通善」を重視するテイラーの共同体論を批判して、個人の自由と多様性を重視する ― 村編著 二〇〇九、一九五頁。) 人の権利の保護に基礎を置く政治制度を採用して、すべての倫理的原理を共有する必要はないと考える ―― リバタ - すなわち、個 参照、

ズムとの相違は、 ニタリアニズムの代表的論者である菊池も、リバタリアニズムを含めた意味でのリベラリズムとコミュニタリアニ 由の存否という区別を重視せず、むしろうつろいやすい自発的な結合体への所属よりも加入・脱退の自由がない運 別する。これに対して、個人の自由をあまり尊重しないコミュニタリアニズムは、ある共同体への加入・脱退の自 できるだけ認めないようにするために、自発的な結合体と加入・脱退が自由でない地縁血縁共同体とをはっきり区 べる。個人の自由を非常に尊重するリバタリアニズムは、自発的な脱退が不可能あるいは困難な団体による強制を 論者の一人である森村進は、両者の最も根本的な相違は個人の自由に対する評価にあると指摘して、次のように述 「共通善」とのどちらをより強調するかにある、と指摘する。(菊池 二〇〇四、二六頁) 命共同体への帰属のほうが大切だとみなす傾向さえ示す。(森村編著 二〇〇五、一五頁) また日本におけるコミュ このようなリバタリアニズムとコミュニタリアニズムの違いについて、日本におけるリバタリアニズムの代表的 個人の権利およびそれを保障する価値中立的な正義と共同体およびそれを形成していくための

欠こ、 头上で侖ジ こ気に渇重する、 去をりぐる引夏 ―― すなつら、 もう

「法をめぐる問題」と「道徳をめぐる問題」

の区別

2

きルールをめぐる問題 次に、以上で論じた点と関連する、法をめぐる問題 ーと、道徳をめぐる問題 — すなわち、個々人が追求すべき生き方をめぐる問題 ―― すなわち、共同体に所属するすべての構成員に強制すべ ーとの

ルだけであって、 この点についてハイエクは、「大きな共同体」 個々人が追求すべき目的や個々人の生き方に関して「大きな共同体」 における共通の価値観は一般的で目的独立的で抽象的な行為ルー に所属するすべての構成員

区別を、

取り上げよう。

「与那国・自立へのビジョン」とハイエクの共同体論(土井) るかもしれない、 利益を目指した何らかの利他的行動のような「小さな共同体」 クによれば、 きな共同体」に所属するすべての構成員に対して求めることは、決して望ましいことではなくむしろ有害でさえあ 具体的な目的や価値観を共有しない者同士の関係にまで拡張しなければならず、このことを可能とするためには 具体的な目的を一般的で目的独立的で抽象的な行為ルールに置き換えることでそのようなルールの適用範囲を同じ の構成員がその実現を目指すべき「共通善」 さな共同体」 「小さな共同体」で施行されているルールの内容を希薄化させなければならない。 に共通する価値観を設定することは不可能だと考える。このような彼の考えは、 部族のような「小さな共同体」 における社会的実践や道徳的生活を含む「厚い伝統」 というわけである。(Hayek 1993-2, p.91 (邦訳一二九頁)) 彼の考えでは、「大きな共同体」 から「大きな共同体」への共同体の拡張を達成するためには、 の重要性を強調する、 では極めて望ましいと考えられている行動を、「大 マッキンタイアの考えと対照的である。 を重視し、そのような共同体に所属するすべて 共同体の同質性を前提とする「小 つまり、 ある顔見知りの友人の 共通の ハイエ

を設定することである、と主張する。(Hayek 1980, p.22 (邦訳二六~二七頁), Hayek 1993-2, p.148 (邦訳二〇四

97

におい

て非常に重要となるのが、

自生的な全体秩序としての社会と意図的に組織化され意識的に方向づけられた権

強制されない道徳的ルールと強制される法的ルー

ルとの間に明確な区別

間に可能な最大限の自由と多様性が保障される。

所属するすべての構成員に対してそのような共通の薄い行為ルールのみを遵守するよう求めることで、すべての人

それゆえ彼は、

個人の自由と多様性を重視する「大きな共同体」

力の具現体である国家とを明確に区別し、

ある。 う見解を提示するものである —— から区別すべきだと主張する。(Machan 2006, pp.241-243) 妥当な道徳的批判から免れているという見解を提示するものである――・道徳的リバタリアニズム―― それは、正 それは、自発的な人間の活動や結合体について、強制を含まないものはすべて等しく適切であり、道徳的に正しく、 的リバタリアニズム ―― それは、意志の自由という問題を取り扱うものである ――・社会的リバタリアニズム 社会道徳や共同体の行為基準について考慮することを否定するわけでは決してない。リバタリアニズムが強調する 持するリバタリアニズムは、個々人が拒絶する生き方を強制しようとするあらゆる政治的・法的手段に抵抗するが、 リバタリアニズムとコミュニタリアニズムやアメリカの保守主義との違いを次のように説明する。個人の自由を支 しい人間の行動とは何かという観点からみた場合に、自由に選択された行為はすべて等しい価値を有しているとい のは、共同体の道徳的傾向を維持し改良するという目的のために政治的権威を利用することは不適切だという点で このようなハイエクの主張と同様の主張を展開するのが、ティボー・マチャンである。リバタリアンである彼は、 したがって彼は、リバタリアニズムを政治的教義と理解し、そのような政治的リバタリアニズムを形而上学

ムは、 主張するからである。このようなコミュニタリアニズムやアメリカの保守主義の主張と対照的に、リバタリアニズ 懸念を示し、自由の価値に対する尊重を弱めて、政府が道徳的基準をめぐる様々な社会的問題に取り組むべきだと ズムやアメリカの保守主義は、リバタリアニズムが個人の自由に基礎を置く政治制度にコミットすることに対して 激しく衝突するのは、道徳的基準――特に社会倫理――の問題に関する領域である。というのもコミュニタリアニ マチャンの指摘によれば、このようなリバタリアニズムとコミュニタリアニズムやアメリカの保守主義とが最も 政府・社会・個人を明確に区別し、「社会におけるすべての個々人に関わりすべての個々人のために活動す

るのが政府であるので、 て活動しなければならない」と主張する。もちろん社会には、すべての個々人が従わなければならないこのような 政府はすべての個々人に適用可能な原理 ― すなわち、 個々人の人権の尊重 にのみ従っ

課題は、唯一個人だけが自分自身で達成すべく努力できる課題であって、 越性・幸福をめぐる問題とを明確に区別し、次のような結論を導く。すなわち、リバタリアニズムにとっての政治 の課題とは個人の自由の保障であって、それ以上でもそれ以下でもない。 化できない。このようにマチャンは、リバタリアニズムの立場に基づいて、個人の自由をめぐる問題と徳・善 の主張に従えば、 原理の他に、 道徳的基準をめぐる様々な社会的問題のような数多くの重要な関心事がある。だがリバタリアニズム 政府が法律を用いてこのような社会的問題における特定の立場を強制することは、 政治の強制力によって達成されるべき課 それゆえ徳・善・卓越性・幸福といった 明らかに正当

自立へのビジョン」とハイエクの共同体論(土井) ができる。 すべき生き方とは何か」をめぐる問題を国家あるいは政府が取り扱うことはできないと主張する、とまとめること 題では決してないのである、と。(Machan 2006, pp.246-254) 「道徳をめぐる問題」とを明確に区別したうえで、国家あるいは政府が取り扱うのは「個人の自由を保障するため したがってハイエクとマチャンはともに、国家あるいは政府と社会とを明確に区別し、「法をめぐる問題」 共同体に所属するすべての構成員に強制すべきルールとは何か」をめぐる問題だけだと考え、「個々人が追求

99 在するより小さな集団である「小さな共同体」とを明確に区別し、「大きな共同体」の中に相互に重なり合い交錯 先に第三章第三節で明らかにしたようにハイエクは、自生的な全体秩序としての「大きな共同体」とその中に存

の中に存在する多数の「小さな共同体

「大きな共同体」

体の理解」とロバート・ベラーらが述べる「コミュニタリアニズムによる共同体の理解」を紹介し、ハイエクによ 要な熟議を行うための前提条件である「厚い伝統」が形成・適用される「場」は「小さな共同体」でなければなら より大きな議論の文脈の中に位置づけるために、デイヴィッド・ボウツが整理する「リバタリアニズムによる共同 ないと結論づける、マッキンタイアの考えであった。そこで以下では、このようなハイエクによる共同体の理解を しあう多数の「小さな共同体」が存在すると考える。このような彼の考えと対照的なのが、「共通善」 の達成に必

る共同体の理解は前者に近く後者と対照的だということを明らかにした(^{®)}

世界における共同体をよりよく理解するためには非常に複雑な関係を持って交わった一連の円という理解が求めら だがボウツは、このようなコミュニタリアニズムの説明に対して、次のような批判を投げ掛ける。すなわち、近代 個人はひとつの家族・近隣・市・都市圏・国家・民族の一部であるというように、一連の同心円として説明する。 に評価するのがコミュニタリアニズムである。コミュニタリアニズムは、「個々人は、ひとつの共同体の一部とし 体から、設計によらず自生的に出現した結果なのである。彼によると、このような特徴を有する市民社会を否定的 る目的も持っていない」(Boaz 1997, p.128) と指摘する。市民社会は、特定の目的の達成を目指すあらゆる結合 「市民社会の内部に存在する結合体は特定の目的を達成するためにつくられるが、全体としての市民社会はいかな (Boaz 1997, pp.127-128, pp.130-131) いわゆる市民社会を構成しているのは、我々が他人と形成する多数の自発的 な結合体である。彼は、このような自然で自発的な結合体と強制的な結合体である国家との区別に言及したうえで、 ボウツは、『リバタリアニズム入門』において、リバタリアニズムによる共同体の理解を以下のように整理する。 必然的に理解されなければならない」(Boaz 1997, p.130) と主張し、ある個人の他人に対する関係を、その

れるので、どのひとつの結合体も個々人の人格を語り尽くし個々人を完全に定義することは決してない、と。それ

しての「大きな共同体」の中に相互に重なり合い交錯しあう多数の「小さな共同体」が存在するというハイエクの 主張する。したがって、以上のようなボウツの「リバタリアニズムによる共同体の理解」は、自生的な全体秩序と すると考え、個々人から共同体が出現するのであって共同体から個々人が出現するわけではないと指摘し、 ひとつの結合体であって、ひとつの規模の大きい共同体あるいはひとつの家族ではない」(Boaz 1997, p.131) と とは、法的ルールによって統治される個々人からなるひとつの結合体であるか、あるいは、 自発的に選択した多数の結合体に所属する、自由な個々人からなるひとつの共同体である ―― 多数の結合体を束ねる が出現 「社会

ゆえ彼は、

個々人は自由で自発的な同意によって様々な人々と様々なやり方で関係を取り結び、

その中で共同体

101 「与那国・自立へのビジョン」とハイエクの共同体論(土井) タイルの飛び地」とを明確に区別し、「歴史と希望が忘れられ、共同体が単なる似た者同士の集まりにすぎなくなっ 運命共同体への帰属のほうが大切だと考えるのが、ベラーらの「コミュニタリアニズムによる共同体の理解」 は個人差がある」という事実を無視して、うつろいやすい自発的な結合体への所属よりも加入・脱退の自由がない 「個々人はただ一つではなく多数の共同体に所属しているので、各々の共同体へのコミットメントの有無と強さに た場合には、共同体はライフスタイルの飛び地へと退化する」(Bellah et al. 2008, p.154 (邦訳一八七頁)) と指摘 有するものである。したがってベラーらは、このような特徴を有する「共同体」と個人の選択に基づく「ライフス 個人のアイデンティティーが形成される文脈であって、その共同体の過去によって構成されるという意味で歴史を 理解に近い、ということができよう。 このようなハイエクおよびボウツの理解と対照的に、 その理解によると、共同体とは、公的な生活と私的な生活との相互依存関係をよしとする包括的な全体であり、 (Bellah et al. 2008, pp.72-73, p.135, pp.153-154 (邦訳八五~八六頁、一六五頁、一八六~一八七頁). 参照 共同体への所属によって個々人が規定される程度を誇張し、

であ

102 助が生まれてくる」という点を繰り返し強調する。(菊池 二〇〇四、二五~二六頁、二二三~二二四頁) る『共通善』や目的を共有するようになり、そのことによって共同体に対する参加と責務やその構成員間の相互扶 そこから個々人は、自らの帰属する共同体の歴史と伝統を自覚し尊重することで、その共同体に共通する価値であ 自己選択によって自発的に、ある家族・地域・国家の下に生まれてくるわけではない ―― という点を指摘し、 個人が複数の共同体に帰属していることを認める立場も存在する。だがコミュニタリアニズムは、共同体について 森村編著 二〇〇五、一五~一六頁) もちろんコミュニタリアニズムの中には、生まれながら自然に帰属するあら たとえそのような理解を採用したとしても、すべての集団が自発的な結合体というわけではない ―― 例えば我々は、 かじめ与えられた共同体だけでなく自己選択によって自発的に加入する結合体をも含めたかたちで共同体を理解し、 人のアイデンティティーは、まず始めに、そのような自発的な自己選択に基づかない所与の共同体の中で形成され、 個々

クの共同体論における彼の主張内容と、伝統の発展過程をめぐる彼の議論との間には、 マッキンタイアの共同体論との比較検討から導出されるハイエクの共同体論の特徴として、本節では、「ハイエ 共同体論 と 伝統の発展過程をめぐる議論 との密接な関連 密接な関連がある」という

キンタイアの議論と比較すると、ハイエクの議論の特徴として次の二点が指摘できる。第一に、 「行為ルールとしての伝統」の発展過程をめぐるハイエクの議論を、「知的探求の伝統」の発展過程をめぐるマッ ハイエクの議論は、

点に注目する

為ルールとしての伝統」の複数性を想定しない。(参照、土井 二〇〇四 二、一〇七~一〇八頁、一一一~一一 「知的探求の伝統」の複数性を明確に認めたうえで伝統間比較論を展開するマッキンタイアの議論と対照的に、「行

森村編著 二〇〇九、三六~三九頁) 第二に、ハイエクは、 「知的探求の伝統」 「行為ルールとしての伝統. の発展過程を内在的批判に

および両立可能性によって判定するものである。(土井 二〇一〇、三〇五~三〇六頁) 子堂(二〇〇六、七七~七八頁)ここでハイエクが考える内在的批判とは、あるルールが有する内容の適否に検討 の発展過程を内在的批判に基づく漸進的な改善や修正に限定する。(土井 二〇〇四 基づく漸進的な改善や修正に限定しないかたちで理解するマッキンタイアと対照的に、 を加える際に、所与のルール体系の枠内で進展し、そのルール体系内で既に承認されている他のルールとの整合性 一、一〇〇~一〇一頁、太

「与那国・自立へのビジョン」とハイエクの共同体論(土井) とも世界が一つの社会になってゆく端緒を開いた」(Hayek 1967, p.163 (『政治学論集』七二頁)) と指摘する。 うに、「行為ルールとしての伝統」が形成され適用される「場」として「大きな共同体」を想定し、そのような共 「大きな共同体」を想定しているからだ、ということができる。 在的批判に基づく漸進的な改善や修正に限定するのは、彼の共同体論が伝統の形成・適用の「場」として一つの 同体は「家族、遊牧民集団、氏族や部族、公国、さらには帝国や国民国家の枠までも超えて徐々に成長し、少なく きな共同体」へと共同体が拡張されると考える、彼の共同体論である。彼は、先に第三章第一節で明らかにしたよ このようなハイエクと対照的にマッキンタイアは、自身が重視する「厚い伝統」 したがって、伝統の発展過程をめぐる議論においてハイエクが、 伝統の発展過程をめぐるこのようなハイエクの議論の背景にあるのが、部族のような「小さな共同体」から「大 伝統の複数性を想定せず、 の発展過程をめぐる議 伝統の発展を内

103 をめぐるこのようなマッキンタイアの議論の背景にあるのが、第四章第二節で明らかにした、「共通善」 な改善や修正に限定しないかたちで理解する。 (参照、 土井 二〇〇四 二、一〇七~一一〇頁) 伝統の発展過程 の達成に

ζ

伝統の複数性を明確に認めたうえで伝統間比較論を展開し、

伝統の発展過程を内在的批判に基づく漸進的

必要な熟議を行うための前提条件である「厚い伝統」 が形成され適用される「場」は「小さな共同体」 でなければ

104 各々が提示する共同体論との間に密接な関連がある、という二点において共通するが、本稿でここまで論じてきた 発展すると主張し (土井 二〇〇四 一、一〇〇頁)、 そのような伝統の発展過程をめぐって展開される議論と ならないと結論づける、彼の共同体論である それゆえ、ハイエクとマッキンタイアは、 伝統を静態的ではなく動態的に捉えて、 伝統は不変ではなく成長し

第六章 ハイエクの共同体論の課題と展望

ような対照的な共同体論を提示する結果として、伝統の発展過程をめぐる議論の展開が大きく異なってくるのであ

(参照、土井 二〇〇四 一、九八~一〇二頁、土井 二〇〇四 二、一〇七~一一二頁)

タイアの共同体論との比較に基づいてハイエクの共同体論の特徴を導出してきた。その結果明らかになったのが、 の共同体を、どのように理解するのか」という問いに答えるために、ハイエクの共同体論に検討を加え、マッキン 以上本稿では、「ハイエクは、自身が重視する『行為ルールとしての伝統』が形成され適用される『場』として

が抱える課題を指摘したうえで、それを乗り越えるための筆者の考えを提示したい クの共同体論とコミュニタリアニズムとの違い、の三点である。そこで本章では、このようなハイエクの共同体論 ハイエクとマッキンタイアの共通点と相違点、 ハイエクの共同体論とリバタリアニズムとの親近性、 ハイエ

の「大きな共同体」へと共同体が拡張されると論ずる。その際に彼は、そのような共同体の拡張の具体的なきっか 適用される「場」として「大きな共同体」を想定し、部族のような「小さな共同体」から自生的な全体秩序として 本稿で繰り返し述べてきたように、ハイエクの共同体論は、自身が重視する「行為ルールとしての伝統」が形成 105 「与那国・自立へのビジョン」とハイエクの共同体論(土井) 世界全体を一つの「大きな共同体」と捉え、そのような「大きな共同体」で形成・適用されるのが「行為ルールと p.163, p.168 (『政治学論集』七二頁、七九~八〇頁、登尾 二〇一一、一六七頁) が最終的に目指すのは、世界全体が一つの「大きな共同体」となった状態だということができる。 資本主義が存在すると主張する。 深く埋め込まれた複雑な文化的制度だと捉えたうえで、市場は文化によって異なるため、 メリカ・イギリス・ドイツ・フランス・日本の社会において具体的に実施されているものは各々の社会によって確 のような共通の伝統がただ一つだけ存在するわけでは決してなく、むしろ、そのような伝統の内容として例えばア 大限の自由を保障する、一般的で目的独立的で抽象的な「薄い伝統」である ―― と理解すると、「世界には実際そ 可能にするかもしれない」(Hayek, 1967, p.168 (『政治学論集』八〇頁)) と主張する。 めて成立した瞬間から一〇〇〇年の時をかけて個々人の目的から独立した行為ルールを未知の人々を含む広い範囲 た異なる共同体間の商業的関係からなる緊密なネットワーク ―― の存在を指摘し、このような交換という行為が初 ということを適切に説明できないのではないか、と。この点についてジョン・グレイは、市場を慣習と伝統の中に 実に異なるという事実が存在し、かつ、そのような事実が完全に否定されるべき事実だというわけでは決してない. しての伝統」だ ―― それは、共同体内における多様な価値観の存在を前提としたうえで、すべての人間に可能な最 へと拡張したと考えて、そのような共同体の拡張が「最終的には、世界全体にわたる普遍的で平和な秩序の確立を それゆえ、このようなハイエクの共同体論が抱える課題として、次の点が指摘され得る。すなわち、彼のように、 したがってグレイの考えによると、アングロ・サクソン的な自由市場は、 多くの種類の市場経済と したがって彼の共同体論 (Hayek, 1967 あらゆ

けとして「小さな共同体」

間の交流

— 例えば、

未開人による無言の物々交換や、

古代の地中海沿岸地域で築かれ

る社会が目指すべき理想的な市場経済とは決していえず、むしろ、例えばドイツ的な社会的市場資本主義・中国的

106 の資本主義の中の一形態にすぎない。(Gray 1998, p.155) な家族基底的資本主義・日本的な関係的資本主義のような、各々の社会における文化的伝統を表現した様々な種類 ハイエクの共同体論が抱えるこのような課題について考察を加える際に参考となるのが、ジャック・ドネリーの

「強い普遍主義」である。というのもドネリーは、自身の人権論を展開する際に、文化的な相対性を認めつつも基

らず、望ましいことでもあり必要なことでさえある。このようなかたちで、普遍性を承認された人権概念に対して 普遍的な人権概念に対していくつかの異なる解釈が示されることは、彼の考えでは、単に正当と認められるのみな うに普遍性を承認された人権概念には、次に、「解釈」という作業が求められる。この「解釈のレベル」において 利を定式化したものであり、世界人権宣言の権利に関する合意はこのレベルでのみ存在する」と指摘する。このよ ベル」・「実施 (implementation) のレベル」を区別したうえで、まず始めに人権に関する「概念のレベル」 許容するからである。その際に彼は、人権に関する「概念 (concept) のレベル」・「解釈 (interpretation) 始めに一連の包括的な普遍的人権を承認したうえでそれらを地域ごとに異なったかたちで取り扱うことを限定的に 本的には国際的に承認された人権に対する普遍主義的なアプローチを採用する「強い普遍主義」を擁護して、 「例えば、世界人権宣言は概念のレベルで ―― すなわち、一般的・抽象的な言明のレベルで のレ の普

この人権に関する「実施のレベル」について彼は、地域ごとでのかなり異なった取り扱いを許容する。(土井 二 〇一二、一一〇~一一一頁、一一五~一一七頁、一二七~一二八頁)

示されたいくつかの異なる解釈は、最後に、法や政治という実践の場において具体的に「実施」される必要がある。

そこで筆者は、先に指摘したハイエクの共同体論が抱える課題を乗り越えるために、 ドネリーの 「強い普遍主義」

を参考にして、ハイエクの「行為ルールとしての伝統」を「概念のレベル」・「解釈のレベル」・「実施のレベル」の

三つに区別する理解を提示したい。 それはまず始めに、 伝統の 「概念」を、 共同体内における多様な価値観 一般的で目的 の存在

「与那国・自立へのビジョン」とハイエクの共同体論(土井) そのような別の地域で西洋の影響の下に結局いかなる文明が出現しようと、それが成長に任される場合のほうが上 における具体的な内容の違いを適切に説明することが可能となる。 という問いに対してどのように答えるかというのは、 によって異なったかたちで取り扱われる可能性がある。というのも、例えばいわゆる「フェア・プレイ」のルール プレイ」のルール、殺人・傷害・窃盗などを禁止するルール、約束遵守・所有権・契約などについて定めたいわゆ 独立的で抽象的な「薄い伝統」だと理解する。次に、このような伝統の概念の「解釈」として、いわゆる「フェア・ 適用されるのが「行為ルールとしての伝統」だと捉えつつ、そのような共通の伝統をそれぞれの地域で実施する際 「行為ルールとしての伝統」をこのように理解することで、世界全体に拡張された一つの「大きな共同体」で形成 つかの解釈が法や政治という実践の場で具体的に「実施」される場合には、伝統の具体的な内容がそれぞれの地域 る「市場のルール」といった、 を前提とする「大きな共同体」で形成・適用され、すべての人間に可能な最大限の自由を保障する、 を実施する際に、「フェアな行為とは何か ―― 換言すれば、何をもって『卑怯でない』 行為だと理解するか ――」 「西洋における歴史的発展の結果のすべてを別の文化的な基盤に移植することは不可能であってやるべきではなく、 『自由の条件』 以上で提示したようなかたちで「行為ルールとしての伝統」をそれぞれの地域の文化的背景と関連づけて理解す 実は、ハイエク自身も認めているところである。 七~一七頁))の中で、文明の発展について考察する際における文化的背景の重要性に言及し、 いくつかの解釈が示される。最後に、このような伝統の概念に対して示されたいく 地域によって違いが生じ得る事柄だからである。 彼は『自由の条件』の「序論」(Hayek 1960, pp.1-8 ハイエクの

107

一○頁)) と述べている。

それゆえ彼は、

場合には存続可能な文明はどこにも育ち得ないと指摘し、自由の精神を育む文化的背景の重要性を強調するのであ

自由な進化に必要な条件である個々人の自発性という精神が欠けている

むすびにかえて

最後に、「境界自治体」の生き残り戦略の一例である「自立ビジョン」を支える共同体論を探求する際に、以上

で検討を加えてきたハイエクの共同体論から得られる示唆を明らかにして、本稿を締めくくりたり

なネットワークに基づく交易の発展を挙げている点は、注目に値する。 なきっかけとして、「小さな共同体」間の交流の存在を指摘している点である。とりわけ彼が、「小さな共同体」間 の交流の具体例として、古代の地中海沿岸地域で築かれた、海を挟んだ異なる共同体間の商業的関係からなる緊密 第一に、ハイエクの共同体論が、「小さな共同体」から「大きな共同体」への共同体の拡張が達成される具体的

置づけを与えている点である。とりわけ彼が、多数の「小さな共同体」の中で特に重視すべきものとして、 な結合体・家族・言語共同体・宗教共同体とともに地域共同体の存在に言及している点は、注目に値する。 自発的

第二に、ハイエクの共同体論が、「大きな共同体」の内部に存在する様々な「小さな共同体」に対して適切な位

点である。この点は、「自身の所属する共同体の自立と発展を達成するために、規制緩和の流れに基づいて、自立 した経済社会への転換を推進する」という姿勢を提示する「自立ビジョン」にとって、大いに参考となるものだと

個人の自由と多様性を重視するハイエクの共同体論は、リバタリアニズムと親近的な共同体論だという

いえよう。

第三に、

第四に、 ハイエクが、 伝統を静態的ではなく動態的に捉えて伝統は不変ではなく成長し発展すると主張し、その

大いに参考とすべきものだといえよう。 てくれた与那国特有の資産を「島の自立と新しい将来像の実現」に向けた大切な地域資源として活かしながら、新 ような伝統の発展過程をめぐる議論と密接に関連する共同体論を展開している点である。この点は、「祖先が残し しい島づくりを通じ、次代への継承をめざす」という「自立ビジョン」策定にあたっての基本認識を展開する際に、

例にすぎない。それゆえ、一般化されたかたちでの「"境界自治体』 もっとも、本稿で取り上げた「自立ビジョン」は、あくまでも、「境界自治体」の生き残り戦略の中の単なる一 の生き残り戦略を支える共同体論」

ることを、筆者の今後の課題としたい。 1 注 なお、本稿で「境界自治体」という概念を使用する際には、古川浩司が提示する暫定的定義 ---すなわち、 外国と接

「与那国・自立へのビジョン」とハイエクの共同体論(土井) 3 (2) もっとも、マッキンタイア自身は自らの立場をコミュニタリアニズムだとは考えていないという点には、 1996, pp.106-107 を参照 ある。(MacIntyre 1994, p.302, MacIntyre 1998, p.235, pp.243-246) 及び境界線を形成している自治体――に従う。(岩下編 二〇一二、三二頁) する境界線を有している自治体、及び、 なお、ギスラーソンによるこのようなハイエク理解に対するアンドリュー・ギャンブルの批判については、 離島のうち、北海道、本州、 四国、 九州、 沖縄本島よりも境界線に近い自治体 注意が必要で Gamble

4 要素が存在する」ということを認識していなかったという点に、注意を促す。 もっともブキャナンは、 ハイエク自身は明らかに「自由社会の道徳秩序に関する自らの記述の中にコミュニタリアン的 (Buchanan 2005, p.72)

109 それゆえハイエクは、「社会的」という言葉が単に「共同体に関連した」という意味ではないとすれば、 この言葉は

5

- 個人の活動をその課題達成に向けて指導すべきだということが想定されているだけなのである。(Hayek 1967, pp.242-243 うに使われるときの「社会的」という言葉は、共同体の活動の背後に周知の共通の目的があることを前提としているにも 「社会の利益に即して」あるいは「社会の意志に従って」という意味になるはずだと指摘する。だが彼によると、このよ かかわらず、そうした目的が何であるかを定義しないで、「社会」には皆が承知している具体的な課題があり「社会」は (『政治学論集』 一九二~ 一九三頁))
- 6 (7) この点に関して、ハイエクは次のように述べている。「継承され一部分は生得的でさえある我々の道徳的情緒は、抽象 Feser 2003, pp.23-24, pp.27-28, 渡辺 二〇〇六、八八~九〇頁、森田 二〇〇九、一九六頁、二〇四~二〇五頁を参照。 差す本能を満たす『道徳的社会主義』のようなものは、『大きな社会』では実行不可能だといってよい。ある顔見知りの 友人の利益を目指した何らかの利他的行動は、小さな集団では極めて望ましいことであろうが、『開かれた社会』の場合 的社会である『開かれた社会』に対して、部分的には適用不可能であり、小さな集団において可能であり深いところに根 ハイエクの進化論に関するこのような理解をめぐっては、土井 二○一○、三○四~三○八頁、Petsoulas 2001, pp.3-4

にはそうである必要はなく、有害でさえあるかもしれない。」(Hayek 1993-2, p.91 (邦訳一二ハ~一二九頁))

- pp.188-189 (邦訳二三二~二三二頁)) 方法が存在するため、チェスという特定の種類の実践によらずともそのような善を達成することが可能である。これに対 善である。前者の例としては、名声・地位・金のような善が挙げられる。このような善を達成するためには、常に複数の して後者 ── チェスという実践に内的な善 ── の達成は、チェスをするのでなければ不可能である。(MacIntyre 1984 ことで獲得できる善には、二種類のものがある。チェス競技に外的・偶然的に付随する善と、チェスという実践に内的な 「実践に内的な善」という観念について、マッキンタイアは次のように説明している。実践の一例であるチェスをする
- (Murphy 2003, p.161) であり、「実践の領域においてこそ、共通善が実現され得るのである」(Murphy 2003, p.162) と このようなマッキンタイアの見解について、マーク・マーフィーは、「共通善が可能な空間とは、
- (①) マッキンタイアは、いわゆるリベラル・コミュニタリアン論争においてこの違いにほとんど注意が払われてこなかった

11 を共有し、それを実現していく政治的な実践が必要であることを強調する」という点を指摘する。(菊池 二〇〇四、二 この点に関連して菊池理夫は、コミュニタリアニズムの特徴として、「共同体に共通する価値である『共通善』

(12) 山田八千子の指摘によれば、「市場と共同体との対比は、異質性と同質性との対比として表すことが可能」(山田

〇八、五六頁) であり、「伝統的な共同体に表されるような同質な社会との対比では、市場あるいは市場経済は

とハイエクの共同体論 (土井) (3)) ハイエク曰く、「そのような多様性は、我々が文明と結び付けてもいる関係的秩序を脅かすカオスをもたらすのではな も、ニーズを一般的に満足させるより大きな力を生む。」(Hayek 1988, p.95 (邦訳一四〇頁)) 九~九○頁))のであり、「一見すると逆説的であるが、個々人が有する目的の多様性は、均質性・全員の一致・管理より いかと、時には考えられるが、実は一層大きな多様性が一層大きな秩序をもたらすと分かる」(Hayek 1988, p.64 (邦訳八 生き方を実現する制度として捉えることが可能になるのである。」(山田 二〇〇八、五八頁)

「与那国・自立へのビジョン」 (エ5) もっとも、デン=アイルとラスマッセン自身はリバタリアニズムを指し示す用語として「リベラリズム」という表現を センがリバタリアニズムを指し示す用語として「リベラリズム」という表現を使用している場合には、それを「リバタリ は、ハイエクの共同体論とリバタリアニズムとの親近性を明らかにするという論旨に沿うために、デン=アイルとラスマッ 使用しているという点には、注意しなければならない。(Den Uyl and Rasmussen 2006, p.841, footnote 3) なお本稿で 社会の成立にとって本質的な意味を持つ」と主張し、関係世界としての政治社会が必然的に有すべき特徴として、情緒的 しての性格を指摘する。(那須 二〇〇五、三一五頁) な共感や価値観ではなくより一般的で抽象的なルールが構成する社会制度の共有を足場にした、一種の「ルール社会」と なお、本節で述べてきた以上の点に関連して那須耕介は、「内在世界間の媒介がルールによってなされることが、

16 複数の共同体に帰属していることを認めており、個人の自由や権利を否定しようとするわけでは決してない」という点に もっとも菊池によれば、「現代のコミュニタリアンの多くは、個人が、自発的に加入する結合体を形成していくことや

アニズム」という表現に置き換えて論を展開する

111

17 2

- は注意を払わなければならない。(菊池 二〇〇四、二六頁 この区別を分かりやすく説明するためにマチャンは、バスケットボールにおける審判・ゲーム・プレーヤーの区別とい
- 18 う具体例を提示し、強制力を行使できるのは審判だけだと指摘する。(Machan 2006, p.257, note 45) なお、本稿でボウツの「リバタリアニズムによる共同体の理解」という言葉を使用する場合、筆者は、ボウツ自身によ
- る「共同体」の用語法ではなく、第二章で確認したハイエクによる「共同体」の用語法に従う。
- 19 p.127) ボウツ曰く、「市民社会は、社会における自然で自発的な結合体のすべてとして、広く定義され得る。」(Boaz 1997
- では一般的な善は、主として未知の個別的な諸目的の追求を容易にするところにある」(Hayek 1993-2, p.1 (邦訳八頁)) この点について萬田は、以下のようにまとめている。(萬田 二〇〇八、二三九~二四四頁) ハイエクは、「自由な社会

(21) これに関連して、ハイエクにおけるネーションの取り扱いをめぐる萬田悦夫の指摘に対する、筆者の理解を述べておき (20) それゆえベラーらは、真の共同体とは「記憶の共同体」だと主張する。(Bellah et al. 2008, p.153 (邦訳一八六頁))

社会に住んでいるわけではないし、見通し得る将来においてそういう方向に進むという確証もない。そして人々をネーショ ることが「部族社会」のような「小さな共同体」の本能の発露であり、文明社会の原理に反したあり方だと考えるからで て、構想している。彼がこのような見方を貫こうとするのは、善の内容を共有することで人々を相互に結び付けようとす のとしてではなく、様々な個別的な善がそれを可能にするルールの下で調整されながら共存している状態を指すものとし と考えて、政府が達成すべき共同善とは何らかの特定の必要を直接満たすことではなく自生的秩序を維持するための条件 ある。だがこのようなハイエクの主張に対して萬田は、「文明社会といっても、私達は今日ネーションを完全に凌駕した を確保するだと主張する。その際にハイエクは、共同善を、特定の善が成員すべてによって共有されている状態を指すも

「大きな共同体」であって ―― なぜなら私達は、ネーションの成員の顔や名前を知り得ないからである ――、文明社会の基

ンへと統合しているのは、ルールだけではなく、特定の善や目的を共有してきたという記憶である。」(萬田 二〇〇八年

|四三頁| と批判し、次のように指摘する。すなわち、このネーションは、ハイエクのいう「小さな共同体」ではなく

菊池理夫 二〇〇四

内容を私達が共有できる――というのも、もしそれが不可能であれば、 盤として捉えなければならないものであるにもかかわらず、伝統や慣行や意味の枠組が共有されているために特定の善の 私達は善悪に関する共通の判断基準を失うことに

だと理解することができる。 筆者の考えでは、 萬田が指摘する以上のような問題は、「行為ルールとしての伝統」の「実施のレベル」に関わる問題

なるからである ―― ものである、と。

化共同体が市場との相互作用によって変容することをハイエクが大幅に認めていたという点に着目して、市場の基底に存 底には伝統文化共同体の存在が必要不可欠だということになる」と考え、それゆえ「ハイエクの自由市場論は、理論的に 荒々しい欲望が抑制されることで平和裏に市場社会が維持されるというハイエクの見解に基づけば、健全な市場社会の基 は自由社会は成立し得ない」というのがハイエクの考えであると論ずる。したがって小島は、「伝統文化によって人々の 在する伝統文化共同体と「部族社会」との違いに留意すべきだと指摘している。(小島 二〇一一、三五〇~三五三頁) 摘に着目し、「自由社会はある種の伝統文化共同体を前提とするものであり、伝統文化 (ルール) を共有しない共同体間で この点に関して小島秀信は、「伝統」とは「共通の背景」を持つあるひとつの集団におけるものだというハイエクの指 伝統文化を破壊する一元的なグローバリズムへの対抗的な視座を提供する」と主張する。ただし小島は、この伝統文

参考文献

日本語文献

岩下明裕 編 二〇一二 『日本の「国境問題」 岩下明裕 編著 二〇一〇 『日本の国境・いかにこの「呪縛」を解くか』北海道大学出版会 --- 現場から考える。 藤原書店

『現代のコミュニタリアニズムと「第三の道」』 風行社

二〇一一 「伝統・市場・規範性 ―― エドマンド・バークとF・A・ハイエク」政治思想学会編 『福祉社会と政治

太子堂正称 二〇〇六 (政治思想研究第一一号)』 風行社 「抽象の第一義性と内在的批判 ハイエクにおけるルールの 『発見』をめぐって ――」『経済論叢別

調査と研究』第三二号

竹下賢・角田猛之・市原靖久・桜井徹 編 二〇一〇 『はじめて学ぶ法哲学・法思想 ―― 古典で読み解く21のトピック ――』

ミネルヴァ 書房

土井崇弘 二〇〇四 一 「啓蒙主義的合理主義批判の二つのかたち (-) ——ハイエクの『行為ルールとしての伝統』とマッ

キンタイアの『知的探求の伝統』――」『法学論叢』第一五五巻第三号

土井崇弘(二〇〇四)二 「啓蒙主義的合理主義批判の二つのかたち (二)・完--- ハイエクの『行為ルールとしての伝統』と

マッキンタイアの『知的探求の伝統』――」『法学論叢』第一五五巻第五号

土井崇弘(二〇一〇)「ハイエクの自生的秩序論と進化論に関する予備的考察」『中京法学』第四四巻第三・四合併号

土井崇弘(二〇一二)「日本文化を考慮した人権論・序説――二つのタイプの『文化的文脈を考慮した人権論』と日本文化――」

『社会科学研究』第三二巻第二号

仲正昌樹 二〇一一 『いまこそハイエクに学べ――「戦略」としての思想史』春秋社

那須耕介 二〇〇五 「政治的思考という祖型 —— 政治的思考はどこから出てくるのか」足立幸男編著『政策学的思考とは何

か ―― 公共政策学原論の試み』勁草書房

登尾章 二〇一一 「『大きな社会』とその規範的構成」日本法哲学会編『市民/社会の役割と国家の責任・法哲学年報二〇一

〇』 有斐閣

森田雅憲(二〇〇九)『ハイエクの社会理論 ―― 自生的秩序論の構造』日本経済評論社 萬田悦夫 二〇〇八 『文明社会の政治原理――F・A・ハイエクの政治思想』 慶應義塾大学出版会

森村進 編著(二〇〇五)『リバタリアニズム読本』勁草書房

山田八千子 二〇〇八 『自由の契約法理論』弘文堂 森村進 編著(二〇〇九)『リバタリアニズムの多面体』勁草書房

与那国・自立へのビジョン策定推進協議会 二〇〇五 の島 YONAGUNI」 与那国町ホームページ 「与那国・自立へのビジョン 自立・自治・共生~アジアと結ぶ国境

Bellah, Robert N. et al. 2008 Habits of the Heart: Individualism and Commitment in American Life, With a New Preface, University of California Press (島薗進、中村圭志 共訳『心の習慣 —— アメリカ個人主義のゆくえ』みすず書房、

Boaz, David 1997 Libertarianism: A Primer, The Free Press

Buchanan, James M. 2005 Why I, Too, Am Not a Conservative: The Normative Vision of Classical Liberalism, Edward Elgar Publishing

「与那国・自立へのビジョン」とハイエクの共同体論(土井) Feser, Edward 2003 "Hayek on Tradition", in Journal of Libertarian Studies, Vol.17, No.1 Den Uyl, Douglas J. and Rasmussen, Douglas B. 2006 "The Myth of Atomism", in The Review of Metaphysics, Vol.59

Gissurarson, Hannes H. 1987 Hayek's Conservative Liberalism, Garland Publishing Gamble, Andrew 1996 Hayek: The Iron Cage of Liberty, Polity Press

Gray, John 1998 Hayek on Liberty, Third Edition, Routledge

Hayek, Friedrich A. 1960 The Constitution of Liberty, The University of Chicago Press (気賀健三、古賀勝次郎訳 由の価値 ―― 自由の条件 ハイエク全集第6巻』春秋社、一九九七年、同『福祉国家における自由 新装版ハイエク全集第5巻』春秋社、一九九七年、同『自由と法 —— 自由の条件 ―― 自由の条件 新装版ハイエク全集第7巻』

新装版 自

Hayek, Friedrich A. 1967 Studies in Philosophy, Politics and Economics, Routledge & Kegan Paul 春秋社、一九九七年)

Hayek, Friedrich A. 1980 Individualism and Economic Order, The University of Chicago Press (嘉治元郎・嘉治佐代訳 『個人主義と経済秩序 新装版ハイエク全集第3巻』春秋社、一九九七年)

- Hayek, Friedrich A. 1988 The Fatal Conceit: The Errors of Socialism, Routledge (渡辺幹雄訳『致命的な思いあがり イエク全集第 期第1巻』 春秋社、二〇〇九年)
- Hayek, Friedrich A. 1990 New Studies in Philosophy, Politics, Economics and the History of Ideas, Routledge
- Hayek, Friedrich A. 1993-1 Law, Legislation and Liberty: A new statement of the liberal principles of justice and political economy, Volume1, Routledge(矢島欽次、水吉俊彦訳『ルールと秩序 —— 法と立法と自由 新装版ハイエク全集
- 第8巻』春秋社、一九九八年)
- Hayek, Friedrich A. 1993-2 Law, Legislation and Liberty: A new statement of the liberal principles of justice and political economy, Volume2, Routledge(篠塚慎吾訳『社会正義の幻想-春秋社、一九九八年) ― 法と立法と自由 新装版ハイエク全集第9巻』
- Hayek, Friedrich A. 1993-3 Law, Legislation and Liberty: A new statement of the liberal principles of justice and political economy, Volume3, Routledge (渡部茂訳『自由人の政治的秩序 —— 法と立法と自由 春秋社、一九九八年) 新装版ハイエク全集第10巻

Kukathas, Chandran 1989 Hayek and Modern Liberalism, Oxford U.P.

Kresge, Stephen and Wenar, Leif (eds.) 1994 Hayek on Hayek:An Autobiographical Dialogue, Routledge(嶋津格訳 『ハイエク、ハイエクを語る』名古屋大学出版会、二〇〇〇年)

Machan, Tibor R. 2006 Libertarianism Defended, Ashgate Publishing

MacIntyre, Alasdair 1984 After Virtue: A Study in Moral Theory, Second Edition, University of Notre Dame Press (篠崎榮訳『美徳なき時代』みすず書房、一九九三年)

MacIntyre, Alasdair 1988 Whose Justice? Which Rationality?, University of Notre Dame Press

MacIntyre, Alasdair 1994 "A Partial Response to my Critics", in J.Horton and S.Mendus (eds.), After MacIntyre: Critical Perspectives on the Work of Alasdair MacIntyre, Polity Press

MacIntyre, Alasdair 1998 "Politics, Philosophy, and the Common Good", in K.Knight (ed.), The MacIntyre Reader,

Polity Press

MacIntyre, Alasdair 1999 Dependent Rational Animals: Why Human Beings Need the Virtues, Open Court Publishing Company

McCann, Jr., C.R. 2004 "F.A.Hayek: The liberal as communitarian", in J.C.Wood and R.D.Wood (eds.), Friedrich

A.Hayek: Critical assessments of leading economists, Second Series, Volume , Routledge

Petsoulas, Christina 2001 Hayek's Liberalism and its Origins: His idea of spontaneous order and the Scottish Murphy, Mark C. 2003 "MacIntyre's Political Philosophy", in do. (ed.), Alasdair MacIntyre, Cambridge U.P.

Enlightenment, Routledge

Taylor, Charles 1985 "Atomism", in Philosophy and the Human Sciences : Philosophical Papers 2, Cambridge U.P.(田 中智彦訳「アトミズム」、『現代思想』二二巻五号、一九九四年)

Taylor, Charles 1995 Philosophical Arguments, Harvard U.P.